

甲賀市固定資産税特別措置条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

企業の設備投資を税制で優遇し、地球温暖化対策に資する設備投資の促進や賃上げによる雇用環境の向上を図るため、甲賀市固定資産税特別措置条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 条例の目的に、市内企業における賃上げによる雇用環境の向上及び本市においてカーボンニュートラル社会の実現に取り組む企業への支援をすることを加えます。【第 1 条関係】

(2) 脱炭素化を促進する設備投資をした企業への税制優遇を追加します。

【第 2 条関係】

(3) 不均一課税の要件等に賃上げ表明することを選択肢に追加します。

【第 4 条関係】

(4) この条例は、公布の日から施行し、令和 6 年 1 月 2 日以後に新設等が完了し、かつ、事業を開始したものから適用します。

【付則関係】

3 その他

G X 関連の新たな設備投資や賃上げを伴う生産性向上を促す設備投資を実施する市内企業の設備投資を税制で誘導・応援し、市内企業の定着を促すほか、新たな企業誘致につなげることができます。